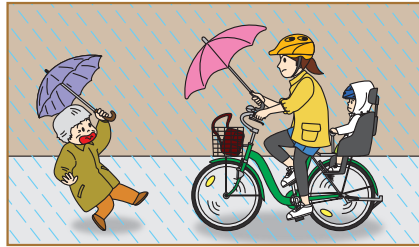
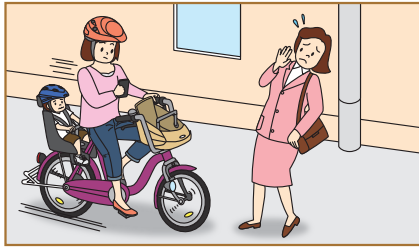


大田区からのお願い

大田区では、自転車の事故や盗難の件数が多いです。大田区の自転車に関する条例*を守り、安全に自転車を利用しましょう。 *大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例

「ながら運転」禁止等道路交通法関係法令の遵守 (R1.10 施行)

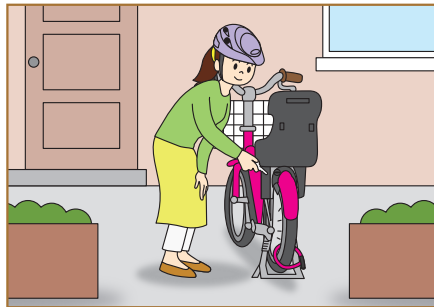
自転車を運転する際は、スマートフォン、傘の使用等は絶対にしないようにしましょう。



令和6年11月1日の道路交通法改正により「ながらスマホ運転」と「酒気帯び運転」に罰則が新設されました。自転車を利用する前に、交通ルールを確認しましょう。

施錠等盗難防止措置の実施を義務化 (R2.1 施行)

住宅や駐輪場でも多くの自転車が盗難にあっており、その多くが無施錠でした。自転車から離れる場合は必ず鍵をかけるようにしましょう。



自転車損害賠償保険等への加入を義務化 (*東京都条例 R2.4 施行)

自転車に乗る際は、必ず保険等に加入しましょう。未成年者が自転車に乗る場合は、保護者の方が加入する必要があります。自転車事故の加害者に対して、約9,500万円の賠償が命じられた事例もあります。

自転車も交通事故を起こせば責任を問われます。

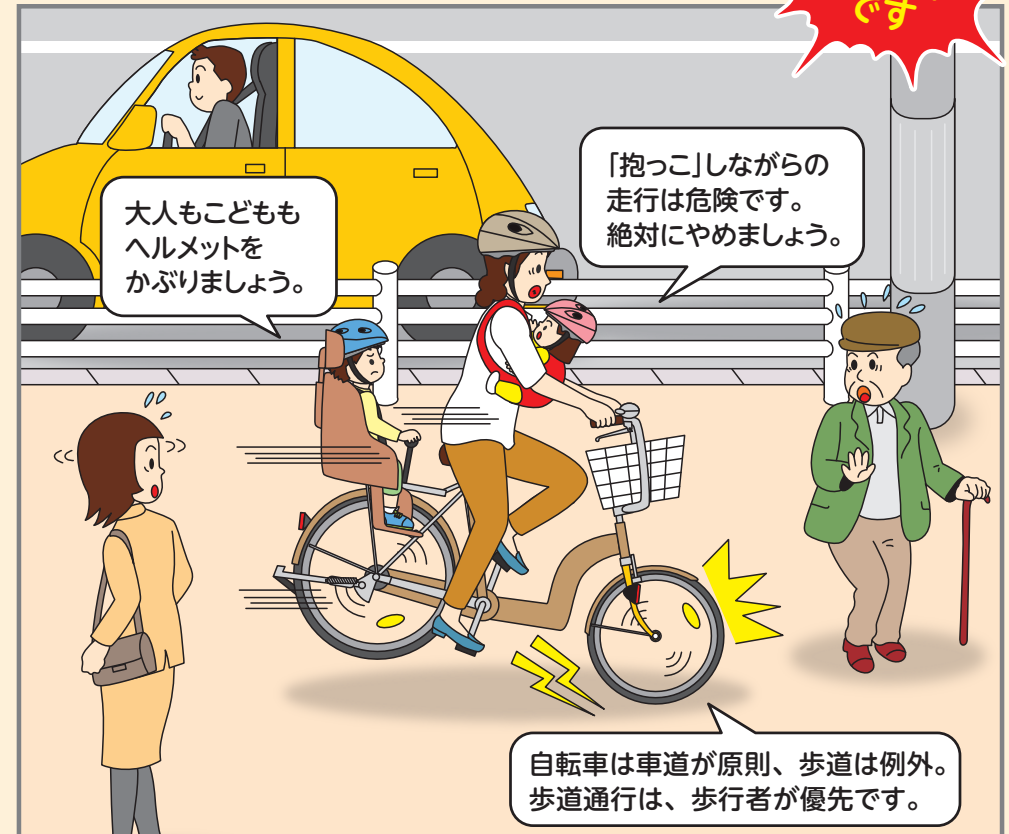
自転車に 子どもを乗せる方へ



自転車の交通ルールと
子ども乗せ自転車の
安全な乗り方の動画はこちら

こんな乗り方をしていませんか。

あぶない
です



マナーちゃん

子どもを乗せるときのルールは、
次のページにあります。
乗せているのは子どもです。安全に乗りましょう。



ルールくん

大田区 都市基盤整備部 都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ☎5744-1315

(令和7年4月)

自転車に子どもを乗せるときのルール

※道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条

できること

前後なし
おんぶ



※子守りバンド等で
確実に背負います。

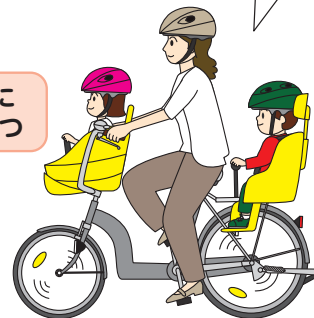
前に1人と
おんぶ



後に1人と
おんぶ



前後に
1人ずつ



2人乗せる場合は、幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車)を使わなければなりません。
※幼児=小学校就学の始期に達するまでの者

できないこと



✗抱っこ

抱っこは禁止です。
とても危険なのでやめましょう。



✗前後に1人ずつおんぶ

座席に2人を同乗させた場合には、幼児を背負って運転することはできません。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

◆例外として自転車歩道通行できる場合

- ・自転車通行可の標識等がある
- ・13歳未満の人、70歳以上の人、体の不自由な人が運転するとき
- ・工事をしているとき、車道が混雑して危険なとき



自転車に乗るときは大人も子どももヘルメットをかぶりましょう

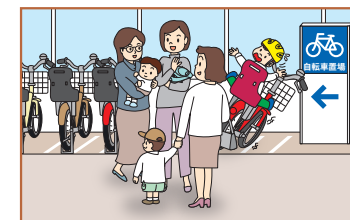
令和5年4月1日から、すべての自転車利用者に乗用ヘルメットの着用が努力義務になりました。 *道路交通法第63条の11



自転車事故で亡くなる人は頭部損傷によるものが最も多くなっています。

自転車から離れる際には

短時間でも自転車から離れる際には、子どもを自転車から降ろしましょう。自転車が倒れると、大きなケガや事故につながります！
また、盗難防止のため、忘れずに鍵をかけましょう。



電動アシスト付き自転車

電動アシスト付き自転車は、スピードが出やすく、特に子どもを乗せているときに、転倒する恐れがあります。スピードを出しすぎないように慎重に走行しましょう。

